時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には毎號詳細なる

第三千三百五十三號　金曜日
明治廿五年五月廿七日（己、未）
舊曆壬辰五月二日
日出午前四時三十分　日入午後六時四十七分
月出午前四時五十六分　月入午後八時十分
滿潮午前五時三十四分　午後五時五十八分
（西曆一千八百九十二年）

時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價遞送料廣告料は左の如し

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓○月曜休刊

○時事新報社ヨリ直接ニ遞送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢の遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰　一日限　一月以上　七日以上
一行　一付　十三錢　十一錢　十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を掲ぐるもの尠からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社になへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論説を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

社會の開進（昨日の續）

抑も日本の社會にて上流と下流との間に智德の懸隔甚だしきは由來久しきことにして其次第を尋ぬれば封建三百年の間に養成馴致したるものと云はざるを得ず封建の時代に於ては政治を始め教育學問の事は專ら士族の關する所にして百姓町人は全く之に與らざるの風を爲し秩序一定亦動す可らず以て三百年の長年月を經過したるが故に其間に於て發達するものは益々發達し萎縮するものは益々萎縮して非常の懸隔を生じたるや疑ある可らず彼の王政維新の大業の如きは全く士族の手に成り百姓町人は一切與り知らずと云ふも可なり然り而して維新革命の精神たる從來の宿弊を一掃し西洋文明の主義に從て四民を同等にし三千幾百萬の人民と共に日本帝國の獨立を維持せんとするの主意に外ならざれば當時の當局者たるものは何はともあれ三百年來上下懸隔の弊を匡して眞に四民同等の實を收め全國民擧て開明進歩の域に入るの心掛大切なる可きに實際の手段は全く反對にして爾來二十年の間に其懸隔をして益々甚だしからしめたるこそ返すぐも遺憾の至りなれ蓋し四民同等とて法律上に權利を同一にするは甚だ易しと雖も實際に於て智德の度均しからざるものが同等の地位を占むるは到底能はざる所にして殊に斯民と開明進歩を共にして國の獨立を維持せんとするには先づ社會の最多數の智德を進めて共に文明の利澤に浴するの工風なかる可らず思ふに維新以來時々の當局者は果して此邊の事情に注意したるや否や我望を以て事の成行を見るときは其誤は當局者が日本の社會に智德懸隔の大欠典あるを認めず或は之を認むるも單に法律規則の力を以て其不平均を平均し得るものと信じたるに在るが如し即是れ封建士族流の舊筆法、法を以て民を率ゆるの流にして爲めに文明の事を誤りたるものと云はざるを得ず試に維新以來施設の跡を見るに政治に法律に人民の權利を同一にするの精神に於ては或は見る可きもの少なからずと雖も斯民と開明進歩を共にして文明の利澤に均霑するの點に至りては一として感服す可きもののなし例へば教育の如き開進の風を社會に導くに於て最も有力のものなれば其實行に就ては周密に注意して能く民度の如何を區別し其度の低きものには夫れ相應の教育を施し次第に之を誘導して始めて效を見る可きものあるに政府にて發したる學制なるものは唯教育の普及を旨として實際の事情を問はず其教則教科の如きも當局者自身の考にて適當と信じたるものを取りて直に之を行ふたるものなるが故に一般の社會には實際に益する所少なき其反對に曾て教育の素ある上流の社會は益々高尚に赴て底止する所を知らず近來は寧ろ其弊に堪へざるものあるが如し其他政府より發したる法律規則の類は何れも大同小異にして唯一般の煩累を增したるのみ曾て之が爲めに益したるの談を聞かず畢竟當局者が日本の社會に智德懸隔の欠典あるの事實を等閑に付し去り實際に其欠典を醫するの術を講ぜず單に法律規則の力を以て一般の人民を率ゐんとしたるが爲めにして其結果は智德の懸隔をして益々甚だしからしめたるに過ぎざるのみ如何となれば法律規則は一般の民度に適し人々その便利を感じてこそ始めて效能を見る可きものなるに今の人民は其高尚繁雜に堪へずして寧ろ之が爲めに狼狽を致し却て其利澤を蒙るものは上流の一部分に過ぎざればなり彼の新法典の如きも社會の氣運次第に發達するに至れば必要欠く可らざるものならんと雖も今の民情を其儘にして實行を急ぐは恰も法を以て人民を驅るに異ならず一般の迷惑は此上ある可らず然るに其迷惑に頓着せずして強いて之を行はんとするは或は他に爲めにするの事情もある可しと雖も畢竟は社會の事情を知らざるものにして若しも萬一實行の曉に至れば其結果は單に一部分の便利を爲すに過ぎざる可し之を要するに維新以來今日に至る施設の跡を見れば當局者が日本の社會に固有なる智德懸隔の欠典を等閑に付し去り只管法を以て人民を率ゐんとして却て益々その欠典を大ならしめたるの事實は掩ふ可らざるものあるが故に苟も國の開明進歩を謀らんとせば今日以後は其方向を一新して全國民と共に文明の利澤に均霑するの覺悟必要なるを知る可きなり　（以下次號）

雜報

○歐洲大陸近事（三月廿七日發）

在獨逸　雲莊生通信

露西亞の凶饉

去年暮秋の頃より露西亞の通信にして西歐の新聞紙上に顯はるゝもの一として凶饉の慘狀を報ずるに非ざるは無く一讀、人をして悚然たらしむるもの多し元來此度の飢饉の如きは四時の序其宜きを失ひ風雨順を得ざるの致す處なりとは云ひ乍ら人民の無智なると施政の不良なるとも亦た大に與りて力ありと云ふ可し抑も歐羅巴露西亞の本部は廣袤大凡五百萬平方キロメートル

にして七千萬に近き人口を有し極北部
外概するに地味膏腴にして五穀に適し
方のチェルノオスヨム（黑土の義）の如
倉廩の名ある程なるが今より三十年前
一時に許多の禁制の解除せられたるよ
林に入り殊に鐵道布設以後内地には石
之を外國より輸入せんとすれば費用の
一切の燃料を盡く森林に仰ぎ且つ運搬
隨ひ建築用の材木を他國に輸出するも
々濫伐の弊風を助長し綠、蔚蒼たりし
でぬ間に禿頭の赭山に變ぜしもの
れども曾て一人として百年の大計を慮
を謀るものとては無く其儘に打過ぎ剩
の森林を伐り盡くせば一町の耕地を得
前の小利にのみ汲々たりしかば政府も
以遂に山林保護令を發布するに至れり
空しく是れ六蒲十蒲、今は早や高原低
にして隨て降雨の量を減じ土質は逐年
なり所謂飛沙を生ずるもの多く豐饒の
數年間に沙漠樣に變じたる箇所も尠か
にウォルガ河の結氷せる上に數寸の堆
しからぬ事となれり其結果として氣候
寒温の劇變甚しく爲めに五穀稔るを得
したるが爲め大小幾多の河流は近年漸
の滔々たるウォルガの大流の如きも昨
處々に沙床顯はれ出で幾度か舟楫の便
りき、然れども此外に猶今回の凶饉の
可きもの一にして足らず例へば露國内
地共有制度」の如きは（田畑耕地は一私
して一町村組合の共有に屬し一定の年
他の方法によりて農民に貸附するの制
に自家目前の小利をのみ計らしめ費や
ならずして殖ゆる所の穀類多きを以て
に陷るの事實あり其他徴税法苛酷にし
以外の重斂を爲し以て豫じめ不作の年
弊ありて農民は肩を息むるの隙無く
異ある徴税法を用ゆるを以て今回の
均上、租税の未納者は甚た僅少なりと
には便利の方法と云ふ可し）加ふるに
にして猥りに火酒に耽り儲蓄倹勤の風
しく高利貸は此間に處して殘忍非道の
益農民を死地に陷らしむる等（七八割
五割の高利にて金を貸すものあり亦た
りと云ふ）大小幾多の源因相湊合して
りたるは實に愚かと云ふも哀れなり
扨此度凶饉に罹りたる土地は露西亞本
南に多く其東は烏拉兒山に達し二十州
當初は言論不自由、交通不便なる國柄
紛實際果して内地に飢饉の有るや無き
し程にて皇帝陛下の如きも侍臣に其事
或る席にて話次窮民の救助法に及びし
饑饉のある筈無しと宣へる程なりしが
間の有力者は勿論全歐洲の慈善家は義
講じ義捐金を募集する最中にて今年の
他の救助を仰がざれば餓民は生存の望
と云ふ今、其慘狀の一斑なりと云ふを
にては孰れの家にても數月來老幼共に
無く一日食して二日飢ゑ馬鈴薯の敷地